

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年3月30日
【会社名】	アップルインターナショナル株式会社
【英訳名】	APPLE INTERNATIONAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 埴原 明彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	三重県四日市日永二丁目3番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長塩原明彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社、連結子会社5社及び持分法適用関連会社2社を全体的な内部統制の評価対象としました。なお、連結子会社15社及び持分法適用関連会社9社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高予算の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

しかし、全社的な内部統制の評価範囲とした持分法適用関連会社である佛山盛宝行汽車銷售服務有限公司及び佛山?宝汽車銷售服務有限公司については、香港の法律上、当社の出資比率は一投資会社とみなされるとして内部統制の評価及び調書の作成に関して協力が得られなかったため、内部統制の評価手続を実施することができず、必要と認められた評価対象範囲について評価を終了することができませんでした。

3【評価結果に関する事項】

当社は、財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、下記に記載する全社的な内部統制、全社的な観点から評価する決算・財務報告プロセスに係る内部統制、業務プロセスに係る内部統制の不備を識別いたしました。これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。しかしながら、「2. 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」に記載しているとおり、持分法適用関連会社である佛山盛宝行汽車銷售服務有限公司及び佛山?宝汽車銷售服務有限公司において、必要と判断した評価手続を実施することができず、財務報告に係る内部統制についての評価結果を表明することができません。

記

1. 当社は、財務報告に精通した管理責任者がおらず、財務報告に係る内部統制の整備が不十分であり、また、海外子会社の決算体制等に関するリスクの評価に関する記録を欠いており、財務報告に関するリスクの評価と対応が不十分であります。
2. 当社は、決算・財務報告プロセスの一部の社内基準の文章化が不十分のままであり、これらに対する改善策の策定、責任者の指定、改善期限の設定が明確な形で行われておらず、不備が合理的な期間内に改善されておられません。
3. 当社は、一定額以上の重要な取引に対する社内決裁ルールの厳格な遵守という意識が低く、簡素化された社内決裁で海外子会社への送金が行われた案件がありました。また、海外への滞留売掛金の回収プロセスにおいて、その厳格な運用という意識が低く、運用が不十分でありました。これらの財務報告の信頼性を確保するための内部統制の運用の不備が合理的な期間内に改善されておられません。

4 . 当社は、売掛金の回収プロセスにおいて、複数名で回収状況をチェックするという内部統制の整備・運用が不十分であります。

当事業年度末までに是正できなかった理由は、これらの問題が事業年度末間に顕在したこと、及び決算業務の責任者が事業年度末間に退職し、是正のための十分な時間をとることができなかったことによります。

今後の是正方針としては、グループ経営管理体制及び連結決算体制の機能向上並びに人的リソース拡充の一層の強化を図り、翌事業年度においては、内部統制の改善・強化に一層傾注して取り組む方針であります。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。